

8月 東京ビジネス・ロー・スクールのご案内

従業員の自動車事故をめぐる 企業の責任と対応

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

■講師 青木 孝 弁護士 (青木孝法律事務所)

■日時 2010年8月4日(水) 午後1時～5時

(計4時間)

■会場 株式会社 商事法務 3階 会議室

(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

■受講料 31,500円 (1名分, 税込)

■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合, 2人目から2,100円引きといたします。

■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

■定員 40名 (申込順)

※会場での録音・撮影, パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

くわしくは, 裏面申込要領をご覧ください。

開講の趣旨

▶事故は予測しえないものですが, 万一従業員が自動車事故を起こした場合に対応を誤ると, 企業にとっては人的・物的に多大な損害を被ることはもちろん, 社会的評価においても大きなダメージを受けるリスクがあります。

▶企業としては日頃から起こりうるケースを想定し, 対応策を講じておく必要があるといえますが, 被害者側の事情や従業員の私人としての要素等も絡んで案件が複雑化することも多く, 一口に対応策といっても実際にはさまざまな困難が伴います。

▶そこで本セミナーでは, 各種管理規程の作成から事故発生時の対応, 責任分配に関する法理まで, 担当者が実務上で知っておくべきポイントを整理して解説いたします。

<東京>

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2010年 月 日

(8/4)「従業員の自動車事故をめぐる企業の責任と対応」(31,500円 1名分)(但し 名分)

社名	()	部				
業種	FAX ()	受				
住所 (郵便番号)		講				
		者				
※講義の参考のためご記入下さい。 ・年齢 歳 ・入社後 年		部・コ	法・コ	08	業・コ	
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。()						

主要講義項目

1. 交通事故を起こすとどんな法律問題があるか
 - (1) 民事の損害賠償
 - (2) 刑事の処罰
 - (3) 免許の取消等行政上の責任
2. 従業員の交通事故による損害賠償についてなぜ会社に責任があるのか
 - (1) 民法の使用人責任
 - (2) 自動車保険損害賠償法の運行供用者責任
3. 会社の車で従業員が交通事故を起こしたらどうなるか
 - (1) 社有車で業務上で起こした事故
 - (2) 社有車で業務外で起こした事故
 - (3) 従業員が社有車を無断運転して起こした事故
 - (4) 社有車を非従業員が運転して起こした事故
 - (5) 社有車の管理規程を作ろう
4. 従業員のマイカー事故で会社が責任を負うことがあるか
 - (1) マイカーを会社の業務に提供した際の事故
 - (2) マイカー通勤途上の従業員の交通事故
 - (3) マイカー通勤管理規程を作ろう
5. 下請の車の事故で会社が責任を負うか
 - (1) 原則は会社に責任はないと言える
6. 名義貸与をした会社に責任はあるか
 - (1) 形式的にのみ単純に名義を貸しただけであれば、一般には責任を負わない
 - (2) 名義貸借当事者間の実質的関係を満たしたとき、貸与した会社に運行の支配と利益があると会社に責任が及ぶ
7. 従業員の交通事故の第一報が入ったら、会社としてはどうすべきか
 - (1) 会社の社有車管理規程やマイカー通勤管理規程に従って、必ず事故発生の第一報を会社へ入れるよう義務づけておく
 - (2) 会社が報告を受けたら
 - (3) 保険会社に連絡をする
 - (4) 被害者へのお見舞い、示談成立に努力する
8. 損害賠償はどこまで負うか
 - (1) 事故によって持ち出しになった損害
 - (2) 事故によって得られるはずの所得等が得られなくなった損害
9. 示談(和解契約)のポイントはどこにあるか
 - (1) 被害者が示談に当たって注意すべき点
 - (2) 加害者が示談に当たって注意すべき点
10. 従業員の自動車事故と労災保険との関係はどうなっているか
11. その他
 - (1) 死亡事故の減少——自殺者の増加と対照的
 - (2) 酒関連の事故の厳罰化
 - (3) 最高額判例
 - (4) レンタカー会社の責任
 - (5) リース会社の責任
 - (6) 過労運転
 - (7) 保険をどうかけるか

お申込要領

- 受講のお申込は、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、講座開講日の3日前までに、お振込み下さい。尚、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又、特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX 03(3664)8843(専用)
※FAXによるお申込は、申込書を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話 03(5614)5650(ダイヤルイン)
- 振込先 <銀行> みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金 (0132139)
口座・加入者名 株式会社 商事法務
※「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので、受講のお申込は、その点をご了承のうえ行って下さい。